

## 目標達成計画

作成日：平成22年 3月 12日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	4	運営推進会議が2ヶ月に1回の定期的な開催となっていない。また運営推進会議の中で、外部評価の結果や改善計画について報告を行っているが、一緒に計画を立てることが出来ない。	運営推進会議を2ヶ月に1回定期的に開催する。改善計画について、参加者と一緒に計画を立てるようにする。	年間事業計画に組み込み、2ヶ月に1回定期的に開催する。改善計画について、参加者にも意見を聴いて計画に反映させる。	12ヶ月
2	10	家族が意見を出しやすいように、家族会の中で職員が入らず家族のみで話し合う時間を設ける。	家族が気軽に意見や要望等を出せるような環境作りをする。	運営推進会議の後に家族会を行い、家族のみで話し合う時間を設ける。各ユニットの管理者が家族会の窓口となり、意見や要望を吸い上げる。	12ヶ月
3	34	入居者の急変や事故発生時に備えて、応急手当や初期対応の研修と併せて、定期的に訓練をしていく。	入居者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員が応急手当や初期対応の知識と技術を身につける。	年間研修計画に組み込み、応急手当や初期対応の研修を行うとともに、消防署の指導により救命救急の訓練を行う。	12ヶ月
4	6	身体拘束をしないケアの実践の為に、全ての職員が身体拘束に当たる行為を正しく理解する。	全ての職員が、身体拘束に当たる行為を正しく理解し、身体拘束を行わないケアを実践する。	年間研修計画に組み込み、身体拘束に当たる行為を正しく理解する為の研修を行う。入居者の体調変化に応じて、ケアについての話し合いを行い、身体拘束を行わないケアを実践する。	12ヶ月
5	7	高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、虐待の防止を徹底する。	全ての職員が、高齢者虐待防止関連法についての理解を深め、虐待の防止に努める。	年間研修計画に組み込み、高齢者虐待防止関連法についての研修を行い、虐待の防止について職員間で話し合う。	12ヶ月
6	8	権利擁護に関する制度の理解を深める。	全ての職員が、日常生活自立支援事業や、成年後見制度についての理解を深め、必要時に活用出来るようにする。	年間研修計画に組み込み、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての研修を行う。	12ヶ月

注) 項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入してください。